

はじめに



平成 25 年 4 月、国は、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を施行しました。

その背景は、国民の大部分がこれらの感染症に対して免疫を獲得していないため、法的根拠を明確化することでパンデミック（世界的な大流行）発生時にも国家の危機管理として国全体における万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

今回の特措法では、国や地方公共団体、指定公共機関、さらに事業者や国民の責務にまで触れられており、新型インフルエンザ等が発生した場合の発生段階別の具体的な対策が記されています。

本市におきましては、平成 21 年 5 月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）対策への経験をふまえ、翌 22 年 3 月に「豊中市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定していますが、今回の特措法を受け、全面的に見直し、新たに本行動計画を策定しました。

新型インフルエンザ等が発生した際には、速やかに対策本部を設置し、初動対処方針に基づき、本行動計画に沿った対策を講じることにより、市内の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の皆さまの生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑えます。

行動計画の円滑な実施にあたりましては、医療関係者の皆さまをはじめ、さまざまな関係機関や事業者、市民一人ひとりの皆さまとの地域一体となった取り組みが不可欠です。今後も本市の保健行政にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本行動計画の策定にあたり、答申をいただきました「豊中市保健医療審議会」の委員の皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成 26 年（2014 年）3 月
豊中市長 浅利 敬一郎